

令和元年

乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会会議録

開会：令和元年12月24日

乙訓福祉施設事務組合議会

令和元年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会
議事日程

令和元年12月24日（火）
午前10時00分開議

○出席議員（9名）

向日市	飛鳥井 佳子 議員	石田 真由美 議員
	北林 智子 議員	
長岡京市	白石 多津子 議員	住田 初恵 議員
	山本 智 議員	
大山崎町	嘉久志 満 議員	辻 真理子 議員
	西田 光宏 議員	

○欠席議員

なし

○議会事務局職員出席者

藏 一也 書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者（11名）

安田 守	管理 者（向日市長）
中小路 健吾	副管理者（長岡京市長）
前川 光	副管理者（大山崎町長）
岩崎 英樹	監査委員
藤本 正次	事務局長
八木 富士子	会計管理者（向日市会計管理者）
河原崎 清隆	事務局次長兼総務課長
石野 功一	事務局次長兼乙訓若竹苑施設長
渡辺 三知雄	乙訓ボニーの学校施設長
伊藤 啓子	介護障害審査課長
中川 仁夫	障がい者相談支援課長

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名
日程 2 会期の決定
日程 3 副議長選挙
日程 4 管理者諸報告
日程 5 定期監査、例月出納検査結果の報告
日程 6 第11号議案 乙訓福祉施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程 7 第12号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程 8 第13号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
日程 9 第14号議案 令和元年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算
(第1号)

○会議録署名議員

向 日 市 石 田 真由美 議員
長 岡 京 市 山 本 智 議員

(開会 午前10時30分)

○西田光宏議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人であります。

それでは、ただいまから、令和元年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を開会いたします。

先に、皆さんに少しお願いがございます。

答弁、そしてまたご質問のときは、大きな声でよろしくお願ひいたします。

日程に入ります前に、先般、長岡京市議会議員役職改選が行われ、本組合議會議員として、住田初恵議員、白石多津子議員、山本 智議員をお迎えすることになりました。ここに紹介させていただきます。

それでは、各議員の皆様には一言ご挨拶をお願いいたします。

住田初恵議員。

○住田初恵議員 皆さん、おはようございます。

再度、乙訓福祉施設事務組合の議員となりました。障がい者の施策について、いろいろ課題はあると思うんですけども、少しでも前に進むように、これからも全力を尽くしていきたいと思っております。どうかまた、ご支援、ご指導よろしくお願いいたします。

○西田光宏議長 白石多津子議員。

○白石多津子議員 さきの議会で、感謝の思いと惜別の辞を述べさせていただいたところでありますけれども、また会派の皆さんのご配慮で、乙訓福祉施設事務組合議員として送り出していただきました。

一から新しい気持ちで頑張ります。ぜひご指導くださいますようお願いいたします。

○西田光宏議長 山本 智議員。

○山本 智議員 皆さん、おはようございます。

今回、初めてこの議会に参加させていただくことになりました。この乙訓地域、京都府内でも福祉施設、結構充実していると思うんですけど、障がい者含めて、ご家族の皆さん、多岐にわたる、いろいろな要望も多々ございます。それを何とか一つ一つクリアしていくように、また尽力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○西田光宏議長 ありがとうございました。

それでは、これより日程に入れます。

日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 75 条の規定によりまして、長岡京市の山本 智議員、向日市の石田眞由美議員を指名いたします。

○西田光宏議長 日程 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日 1 日限りといたします。

○西田光宏議長 日程 3、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

本件につきましては、先ほど開催いたしました議員全員協議会でご審議いただきましたとおり、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、議長による指名推選の方法により行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、副議長については、長岡京市の白石多津子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

白石多津子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、乙訓福祉施設事務組合議会副議長は長岡京市の白石多津子議員と決しました。

それでは、ただいま当選されました白石議員から、一言ご挨拶を賜りたいと存じます。

白石多津子副議長。

○白石多津子副議長 長岡京市議会の議員さんのご配慮もございまして、副議長として頑張らせていただきます。西田議長を補佐する役目をしっかりと果たしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○西田光宏議長 ありがとうございました。

それでは、白石議員は副議長席にお座りいただきたいと思います。

日程 4、管理者諸報告あります。

安田管理者。

○安田 守管理者 おはようございます。

本日ここに、令和元年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、ご出席いただきましてありがとうございます。諸報告の前に、先般の長岡京市議会議員の役職改選によりまして、本組合議員に住田初恵議員、白石多津子議員、山本 智議員をお迎えすることになりました。

議員の皆様方におかれましては、本組合発展のため、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、ただいま副議長に白石多津子議員が御就任されましたことを、お祝い申し上げます。

それでは、第3回定例議会以降の報告をさせていただきます。

最初に、総務関係でございます。

11月に地震及び火災を想定した防災訓練を実施し、災害時の避難対応等を確認いたしました。また、本年度第2回目の組合運営協議会全体会を開催し、令和2年度の予算（案）等について、構成市町福祉担当委員との意見交換を行いました。

次に、若竹苑の関係でございます。

現在の利用者数は、就労継続支援29名、生活介護6名、合わせて35名となっております。市町別利用者数は、向日市7名、長岡京市24名、大山崎町4名となっております。

また、地域活動支援センター事業の登録者数は18名で、日中一時支援事業の登録者数は53名でございます。

なお、本年度の支援は、生活介護及び就労継続支援では27日で終了し、来年は6日から再開いたします。

地域活動支援センター及び日中一時支援は28日で終了し、来年は7日から再開いたします。

次に、介護障害審査課の関係でございます。

まず、介護認定審査会の本年4月から11月までの審査状況は、お手元にお配りさせていただいております資料の1ページ目にその概要を記載いたしておりますが、合議体を152回開催し、4,689件の二次判定を行いました。

次に、障害支援区分認定審査会の本年4月から11月までの審査状況ですが、資料の2ページをご覧ください。合議体を16回開催し、168件の二次判定を行いました。

また、乙訓二市一町と共に障害支援区分認定審査委員や認定調査員などを対象

とする障害支援区分認定に係る研修会を開催いたしました。

次に、障がい者相談支援課の関係でございます。

乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、地域の障害福祉施設の利用を考えている本人や保護者を対象に「乙訓の福祉事業所説明会」を開催いたしました。

最後に、ポニーの学校の関係でございます。

10月からの利用児につきましては、向日市32名、長岡京市60名、大山崎町10名、合計102名となっております。

また、障害児相談支援事業につきましては、11月末現在で契約者は314名でございます。

なお、本年の療育は12月25日に終了し、来年は1月6日から再開する予定となっております。

報告は、以上でございます。

○西田光宏議長 以上で管理者諸報告を終わります。

日程5、定期監査及び例月出納検査結果の報告であります。

監査委員の報告を求めます。

岩崎監査委員。

○岩崎英樹監査委員 それでは、ご報告申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を令和元年10月30日に、また同法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査を9月30日、10月30日及び11月28日に実施いたしましたので、同法第199条第9項及び第235条の2第3項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の概要及び検査の結果につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりでございます。

なお、報告書にありますとおり、各月の出納などにつきましては適正に処理されておりました。

以上で、定期監査及び例月出納検査結果の報告を終わります。

○西田光宏議長 以上で、定期監査及び例月出納検査結果の報告を終わります。

お諮りいたします。

日程6、第11号議案と日程7、第12号議案の2件につきましては、関連性がございますので、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めまして、日程6、第11号議案 乙訓福祉施設事務組合会計年

度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び、日程7、第12号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

それでは、本2件についての提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま一括議題となりました議案第11号及び議案第12号の2議案につきまして、ご説明申し上げます。

これら2議案は、平成29年5月17日に公布されました、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律において、新たに会計年度任用職員制度が創設され、令和2年4月1日から開始されることから、制度運用に必要となる条例の制定及び関係条例の改正を行うものであります。

最初に、議案第11号 乙訓福祉施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。改正後の地方自治法第203条の2及び第204条におきまして、職員に対する報酬、費用弁償、給料及び手当の額並びにその支給方法は、条例で定めなければならないこととされていることから、会計年度任用職員に対する給料のほか、期末手当をはじめとする手当等の給付につきまして、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。会計年度任用職員に関する規定を追加するとともに、文言を整理する必要があるため、乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例をはじめ、7条例の一部改正を行うものであります。

なお、制定する2条例は、法律の施行に合わせ、令和2年4月1日から施行するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 説明が終わりました。

これより本2件に対する質疑に入ります。

住田議員。

○住田初恵議員 第11号議案についてなんですか、第2条の1号職員というのは、会計年度職員のうちの勤務時間の短いパート職員だというふうに認識しております。

今現在、嘱託とかアルバイトをされている職員の方が、それぞれどんな業務についておられるのか、その人数と合わせて聞かせてください。

○西田光宏議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 現時点におきましては、嘱託職員という形で、合わせて18名の方がおられます。

職種は、施設の指導員、ポニーの学校と若竹苑、それから相談支援課で基幹相談支援センターの職員、相談員の方が1名、それから自立支援協議会の主に事務局をなさっておられるGMといってますけれども、その方が1名、あと、事務職の嘱託という方で2名おられます。それ以外は嘱託の指導員という形でおられます。

それ以外に、アルバイトの職員ということで、これも施設の指導員、それから事務系のアルバイトの方、それから若竹苑の送迎にかかわっていただいているアルバイトの方がおられます。アルバイトの方は、人数の総計ですと10名というふうになっております。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 ありがとうございます。結局10人と18人で、28名の方が、全員、この会計年度任用職員のうちの1号職員となられるということでしょうか。

○西田光宏議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 1号職員は、さっきおっしゃったように、いわゆる会計年度職員の中のフルタイムではなくて、パートタイム職員という位置づけになります。

その中で、現行の嘱託の職員の方とアルバイトの方、どちらもあわせてパートタイムでの会計年度任用職員となりまして、今の18名の嘱託の方は、いわゆる月給制の雇用となりますし、アルバイトの方は現在も週3日で18時間ぐらい来ていただいているんですけども、その方は時間給での雇用という形になる予定でございます。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 そういうふうに変わるわけですけれども、この変わることによって年収が低くなるとか、そういうことはないでしょうか。

○西田光宏議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 今回の条例には細かい規定は載せておりませんけれども、今後運用の中で、来年1月には、今の嘱託の方の来年4月以降の契約についても、お話を全員にさせていただいているんですけども、今回、特に会計年度ということで、新しい制度ですので、その辺の説明をさせていただきながら、基本的には現在の年収を保障するというような形で制度設計したいなというふうには考えております。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 この11号議案の中に、職務の級として、1級、2級、3級とあります。3ページには、その1級は定形的な業務を行うとともに、2級は高度の知識、技術、経験、3級は相当高度のというふうに分けられているんですけれども、今度、今の嘱託職員の方の中にも資格を持った方もいらっしゃるというふうに伺つておりますので、こういう方々が、その職務級としてはどこから開始になるのかを教えてください。

○西田光宏議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 おっしゃるように、1級から3級までということがあるんですけれども、いわゆる資格を持った職員、例えば社会福祉士あるいは公認心理師、あるいは介護福祉士等、持っておられます。

ただ、市役所等では、いわゆる保育師さんであるとか、看護師さんであるとか、保健師さんであるとか、いわゆる本当にその資格がなければやれない仕事についておられる方がおられますので、その辺の方とは少し違うかなと。

うちも採用のときに、要件といたしまして、必ずしもこの資格がなかつたらあかんというような採用はいたしておりませんし、実際のところ施設の指導員に関しましては、この資格がなかつたらできないというものはございません。

ですから、給与に関しても一般職と同じような形にいたしております。ですので、今のところ、うちの指導員なり事務職の方、どんな資格を持っておられても、一応は基本的に1級からスタートになるのかなと。

細かいところは、ちょっとまだ決めかねているところはあるんですけども、恐らくそうなるのではないかなと。少なくともスタートの時点においては、そうなるのかなというふうに思っております。

○西田光宏議長 住田議員。

○住田初恵議員 せっかく頑張って資格を取って、キャリアアップしていくこうと思っておられる方もたくさんいらっしゃると思いますので、なるべくそういう、頑張つてはるんですから、最初は1級かもわからないですけれども、もっと早くに上がれるように、これは要望しておきたいと思います。

○西田光宏議長 ほかに質問ございませんか。

辻議員。

○辻 真理子議員 前回の議会のときに、職員さんの定数の方を増やしていただいくと伺つて、確認してるんですけども、来年度、そういうことも踏まえて、こちらの会計任用職員さんと正規の職員さんのバランスというのを、どのように考えて

はるか、お聞かせください。

○西田光宏議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 おっしゃるように、9月に定数条例改正、ご可決いただきました。その後、職員の採用試験をいたしまして、秋の段階で、指導員が3名、事務職員が1名採用決定、内定ですけれども、いたしております。

現時点におきましては、その方を含めますと、恐らく来年の4月の段階では、今現在31名の常勤が大体34名になるかなというふうに思っております。

ただ、まださらに退職予定の方が少し、急遽出られたりしまして、2月に再試験を行います。その結果次第で、少し変わる可能性はあるんですけども、最低34名から、多ければ36名ぐらいの常勤職が出て、総数としましては、今現在が51名ですかね、常勤と嘱託合わせて、そこに1名増という形で考えております。

常勤に関しては、ですから3名から5名程度の増員というふうに予定しております。

○西田光宏議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

辻議員。

○辻 真理子議員 今回、第11号議案、第12号議案の方なんですけれども、國の方の制度というところもありまして、生涯非正規というところにも、ここ、かかってくるのかなというのはあるんですけども、乙福としましては、先ほどちょっと質問させていただいたように、職員さんの定数を増やしていただいたりとか、そういうご努力もしていただいているということも理解させていただきます。

ただ、先ほども住田議員の方もおっしゃっていましたように、資格をお持ちの方というところで、資格があればということではないと思うんですけども、相談支援員さんとかであれば、経験5年以上ないとなかなかそういう職に業務できないとか、あとは、こういうお仕事ですので、長く働いていただくということが、それが待遇に対するこの、乙福に対する、実際に長く働いていただくということを本当に重要やなと思っていますので、そういう点でも、今後のところで給与に関しましては、資格給というところを踏まえて、継続年数であったり、そういうところも加

味していただきまして、面接も踏まえて考えていただくことを要望させていただい
て賛成といたします。

○西田光宏議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、意見も尽きたようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。第11号議案及び第12号議案については、一括して採決す
ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めまして、一括採決といたします。

第11号議案及び第12号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方
の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第11号議案及び第12号議案は原案のとおり可
決することに決しました。

○西田光宏議長 日程8、第13号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する
条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第13号議案 乙訓福祉施設事務組合
職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

ご承知のとおり、国家公務員の一般職の職員の給与について、本年8月7日に人
事院から国会及び内閣に対しまして勧告が行われたところであります。

勧告の内容は、民間給与との格差0.09%を解消するため、世代間の給与配分
の観点から、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げるとともに、民間
の支給割合に見合うよう勤勉手当の支給月数を引き上げるというものであります。

本組合職員の給与改定につきましては、情勢適用の原則など地方公務員法に定め
られた諸原則に従い、国の状況、構成団体等を参考にする中で、職員組合と交渉を
行った結果、人事院の勧告に準じ改定することで合意を得たところであります。

改定内容についてですが、第1条は、本組合職員の給与に関する条例の給料表の
額を、本年4月にさかのぼり、人事院勧告に準じ引き上げるものであります。

また、勤勉手当についても、本年12月の勤務手当の支給月数を0.05月分引

き上げ、0.975月分とするものであります。

次に、第2条についてでありますと、勤勉手当の令和元年度の引き上げ分0.05月分を6月及び12月の支給月に0.025月ずつ再配分するよう改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものでありますが、第1条の勤勉手当及び給料表の改定については本年4月1日、また第2条については令和2年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第13号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○西田光宏議長 日程9、第14号議案 令和元年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第14号議案 令和元年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,073万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,048万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、平成30年度決算余剰金の2,173万9,000円を繰越金へ増額し、府委託金100万円を減額計上いたしております。歳出につきましては、人事院勧告や人件費の組み換えに伴う増額分として63万4,000円を増額計上いたしております。

したがいまして、さきの歳入の増額分2,073万9,000円と、人件費の増額分63万4,000円を差し引いた2,010万5,000円を予備費に増額計上しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○西田光宏議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第14号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして令和元年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午前10時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓福祉施設事務組合議會議長 西田光宏

会議録署名議員 石田眞由美

会議録署名議員 山本智